第二条第二号中「環境の構成要素（以下「環境要素」という。）」を「環境要素」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地若しくは生育地又は第六条第三号イからニまでに掲げる重要な環境要素が存在する地域

第二条第三号ニ中「（昭和二十六年法律第二百四十九号）」を削り、同号ル中「第八条第一項第七号の規定により指定された」を「第八条第一項の規定により定められた同項第七号の」に改め、同条を第十六条とする。

第一条中「環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号。以下「令」という。）」を「令」に、「環境影響評価法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第十五条とし、同条の前に次の十四条を加える。

（法第三条の二第一項の主務省令で定める事項）

第一条　環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号。以下「令」という。）別表第一の一の項のトの第二欄に掲げる要件に該当する第一種事業（以下「第一種林道事業」という。）に係る環境影響評価法（以下「法」という。）第三条の二第一項の主務省令で定める事項は、第一種林道事業に係る規模（事業の対象となる林道の幅員及び延長をいう。以下同じ。）、区域又は構造物等の構造若しくは配置に関する事項であって、次に掲げるものを含むものとする。

一　第一種林道事業の種類（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第百九十三条に規定する林道の開設又は拡張の事業のうち森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）別表第三林道の開設に要する費用の項第六号に規定する林道に係るもの、同表林道の拡張に要する費用の項第一号（二）に規定する林道に係るもの又は同項第二号（三）に規定する林道に係るものの別。以下同じ。）

二　第一種林道事業の規模

三　第一種林道事業が実施されるべき区域

四　林道の設計の基礎となる自動車の速度

五　主要な構造物の種類及び配置計画

（計画段階配慮事項に係る検討）

第二条　第一種林道事業に係る法第三条の二第三項の規定による計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針については、次条から第十条までに定めるところによる。

（区域等に関する複数案の設定）

第三条　第一種林道事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、第一種林道事業に係る規模、区域又は構造物等の構造若しくは配置に関する複数の案（以下「区域等に関する複数案」という。）を適切に設定するものとし、当該区域等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

2　第一種林道事業を実施しようとする者は、前項の規定による区域等に関する複数案の設定に当たっては、規模又は区域に関する複数の案の設定を優先させるよう努めるものとし、また、第一種林道事業の実施に伴う重大な環境影響を回避し、又は低減するために構造物等の構造及び配置が重要となる場合があることに留意するものとする。

3　第一種林道事業を実施しようとする者は、第一項の規定による区域等に関する複数案の設定に当たっては、第一種林道事業に代わる事業の実施により第一種林道事業の実施が想定される区域（以下「第一種林道事業実施想定区域」という。）内の森林の整備が促進される場合その他の第一種林道事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとし、当該案を含めない場合は、その理由を明らかにするものとする。

（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握）

第四条　第一種林道事業を実施しようとする者は、第一種林道事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うために必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種林道事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一種林道事業実施想定区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。

一　事業特性に関する情報

イ　第一種林道事業実施想定区域及び第一種林道事業の規模

ロ　第一種林道事業の実施に係る工法、期間及び工程計画の概要

ハ　主要な構造物の種類及び配置計画並びに林道の供用に伴い予定される自動車の走行の概要

ニ　その他の事項

二　地域特性に関する情報

イ　自然的状況

(1)　気象の状況

(2)　水象及び水の濁りの状況（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定により定められた環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）の確保の状況を含む。）

(3)　土壌の状況

(4)　地形及び地質の状況

(5)　動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(6)　景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

(7)　その他の事項

ロ　社会的状況

(1)　人口及び産業の状況

(2)　土地利用の状況

(3)　河川及び湖沼の利用の状況

(4)　交通の状況

(5)　学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(6)　環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(7)　その他の事項

2　第一種林道事業を実施しようとする者は、前項第二号に掲げる情報の把握に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

一　入手可能な最新の文献その他の資料により把握すること。この場合において、当該資料の出典を明らかにできるよう整理すること。

二　当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況について予測された結果を把握すること。

（計画段階配慮事項の選定）

第五条　第一種林道事業を実施しようとする者は、第一種林道事業に係る計画段階配慮事項を選定するに当たっては、前条第一項の規定により把握した事業特性及び地域特性についての情報を踏まえ、第一種林道事業に伴う影響要因（環境影響を及ぼすおそれがある要因をいう。以下同じ。）が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境要素（環境の構成要素をいう。以下同じ。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討した上で、当該選定を行わなければならない。